

武蔵引田駅北口土地区画整理事業の抜本的変更を求める陳情書

1、陳情要旨

- ① 地方財政法第三条及び第四条の視点から、この計画は抜本的に変更し、事業費の縮減に取り組むべきである。
- ② 農地と住宅地とを分離し、農地は区画を整理する事業のみとし、住宅地は拡幅が求められる道路の整備と、早急な下水道建設を進めるべきである。

2、陳情理由

武蔵引田駅北口土地区画整理事業は、平成13年から始まり、長年の停滞の末、27年に突如再開された。情報公開資料によると、平成29年度決算までに、一般会計・特別会計含め、合計で7億9,776万1,208円もの事業費が使われてきた。すべて市民の税金である。

合併前から、土地開発公社により、企業誘致のために菅生の山を始めとして沢山の土地を買い求めたが、企業誘致はうまくいかず、31億円の新たな借金で公社よりあきる野市が買い戻した。富士通誘致には21億円の市民税を使ったがやがて崩壊してしまった。更に土地開発公社の解散時には、9億円の求償権の放棄をした。こうした債務の増加により住民福祉は犠牲になった。このような行政を反省し、地方自治体本来のあり方に立ち返るべきである。

地方財政法第三条2項は「あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」第四条1項では「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

また、土地区画整理法施行規則第十条二項は「資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。」と定めているが、3月20日開かれた「あきる野市議会公会計研修会」で、引田駅北口土地区画整理の質問に対し、公認会計士が「帳尻が合わない事業ですね」と答えたと聞いている。

市政と市民を取り巻く環境は、これまで行われてきた区画整理の時代と大きく変化してきている。超高齢化と人口減少が一層進み、五日市線の運行状況は40年前に逆戻りし、企業誘致が出来たとしても景気動向により企業の先行きは不透明である。いま進められている区画整理は、抜本的且つ大胆に変更すべきである。

2019年5月28日

陳情者

あきる野市油平16-3

影山 保



あきる野市二宮2406-12

片野坂 勝代



あきる野市議会議長 子籠 敏人 殿

